

税務署からのお知らせ

寄附金を支払った場合は、所得税が軽減される場合があります！

国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」
で作成すると・・・

(例) 給与1か所(年末調整済)の方の場合

源泉徴収票のイメージ。給与所得の源泉徴収票の表形式を示しています。給与金額、源泉徴収額、控除額などが記載されています。赤い矢印が、確定申告書の入力欄へと伸びています。

確定申告書の入力画面のスクリーンショット。左側のメニューから「寄附金控除・政党等寄附金特別控除」を選択しています。右側の入力欄には、源泉徴収票の情報を入力するための欄が用意されています。

① 源泉徴収票の内容を入力します。

② クリック



③ 領収書などから寄附金の内容
を入力します。

寄附金の入力画面のスクリーンショット。1. 寄附年月日、2. 寄附した寄附金の金額、3. 寄附先の名称、4. 寄附先の所在地、5. 寄附金の種類 などの項目を入力するための欄が用意されています。

④ 住民税についても寄附金の内容
を入力します。

住民税に関する事項の入力画面のスクリーンショット。住民税・事業税に関する事項を入力するための欄が用意されています。

⑤ 画面に従って、住所・氏名などを入力してください。

これで出来上がり！

～寄附金・義援金を支払った方へ～

確定申告書等作成コーナーをご利用ください！

個人の方が義援金等を支出した場合には、翌年に確定申告を行うことで、所得税が還付される場合があります。

毎年、確定申告期には多くの納税者の方が税務署に来られ、大変混雑します。

「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、税務署に出向くことなく申告書を作成することができます。

ぜひご利用ください！

- ・確定申告には寄附金の領収書や受領書が必要になります。
- ・確定申告や寄附金控除に関する情報については国税庁ホームページをご覧ください。
- ・「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、申告書が作成できます。

確定申告

検索



金額等を入力してね



作成が
終わったら

インターネットで送信！



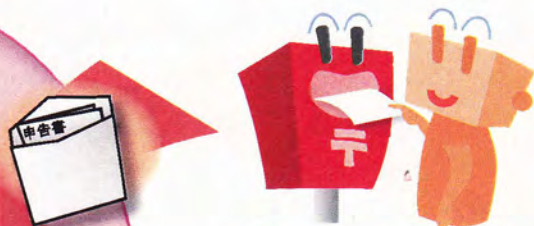
国税電子申告・納税システム

e-Taxならこんなにいいこと

- ① 作成コーナーから電子申告
- ② 添付書類の提出省略
- ③ 還付金がスピーディー
- ④ 書面と比べて郵送料が不要

※e-Taxをご利用になる場合は、電子証明書を取得しICカードリーダーライターを購入するなど事前の手続きが必要です。

印刷して郵送等で提出！



書面提出

申告書等のデータを印刷して、添付書類と一緒に郵送等で提出！